

～一関労働基準監督署からのお知らせ（9月号）～

1. 令和7年7月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上之死傷災害 86件（前年と比較して+13件、+17.8%）
うち、死亡 1件（ ” + 1件）

当署管内の令和7年6月末現在における死傷災害は86件で、**前年同期の73件と比較して+13件+17.8%と増加**しています。また、死亡災害も1件発生しています。

業種別では、製造業27件(前年同期比+8件+42.1%)、建設業10件(同-5件-33.3%)、保険衛生業12件(同+1件+9.1%)、建設業10件(前年同期比-5件-33.3%)、商業8件(同±0件)、運輸交通業8件(前年同期比+1件+14.3%)となっています。

事故の型別では、「転倒」33件(前年同期比+14件+173.7%)、「墜落・転落」21件(同+6件+140.0%)、「挟まれ・巻き込まれ」7件(同+4件+233.3%)等となっています。

労働災害特に同種災害の増加傾向に歯止めがかからない状況が続いています。毎度のお願いになりますが災害防止に必要な基本事項「不安全行動はしない、させない」・「不安全状態は放置しない、させない」の確認及び履行の徹底をお願いします。



2. 法令等の改正について

令和7年5月14日に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。)が公布されましたことを紹介しましたが、今月はストレスチェックの義務化について説明します。

現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されます。

施行期日については、公布後3年以内に政令で定める日となります。

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてマニュアルを作成することとしており、マニュアルは厚生労働省において整備し、お示しする予定となっていますので、具体的にはお示したマニュアルに沿って実施していただくことになります。

また、医師による面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充も行って行くことになります。

その上で、ストレスチェック及び医師の面接指導の実施に当たっては、プライバシー保護の観点からは外部委託を推奨することになりますので、ストレスチェックの実施は外部業者のサービスを利用していただくことになると考えられます。

医師の面接指導については、地域産業保健センターにおいて、登録産業医が面接指導を無料で実施することとしています。

実施結果の監督署への報告義務は、50人未満の事業場には課されません。

労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。

～ 特に、全体の3割を占める転倒災害防止対策の重点実施を！ ～

マニュアルは今年度をメドに作成され、それをもとに、労働局、監督署を中心に周知をスタートさせます。義務化まではしばらく期間がありますが、前倒しでご準備をお願いしたいと思います。

3, 夏季死亡ゼロ101日運動について

すでに取り組んできていただいておりますが、6月1日から9月9日まで運動展開中です。熱中症防止、墜落災害防止、機械設備災害防止、車両系機械災害防止の重点事項に対する取り組み状況を再確認して最終日まで引き続き取り組みをお願いします。

4, 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間中です

令和7年5月から9月末迄の間は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間となっています。お盆も過ぎ、暑さも少しはしのぎやすくなりましたがまだまだ熱中症の発生する危険性が高い状態が続きますので、各事業場の皆様も、重点取組期間中に実施すべき事項を点検していただくとともに、キャンペーン期間中には熱中症対策の着実な実施についてお願い申し上げます。

5, 全国労働衛生週間への取り組みについて

来月は全国労働衛生週間の準備月間となります。

本年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」となっています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として昭和25年から毎年実施されており、今年で76回目になります。

期間中の実施事項については実施要項等をご覧ください、職場で労使が協力して積極的な取り組みをお願いします。

準備期間中の実施事項は、日常の労働衛生活動の総点検として

過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策の推進、小規模事業場における産業保健活動の充実、治療と仕事の両立、女性の健康課題の理解促進、作業行動に起因する労働災害防止対策、熱中症予防対策の推進、受動喫煙防止対策、テレワーク等の労働者の作業環境、健康確保等の推進、化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策などに関する事項の実施をお願いします。



6, 一関監督署受信専用メールアドレスの開設について

事業場の労務管理・安全衛生担当者からの受信専用として

ichinosekirouki@mhlw.go.jp

を開設していますので、是正報告などにご利用ください。



5月から9月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です!
～ 熱中症対策を着実に実施しましょう! ～